

令和5年度事業計画

1 全体方針

青少年の自立を支える会（以下、本会）は設立から四半世紀を経て、社会的養護から放り出された子どもの支援から、社会的養護の網からも零れ落ちてしまっている子どもの支援へと、活動のすそ野を広げてきた。本会の活動はしっかり根のはったものになり、世間からも一定の評価を得てきた。

星の家では、石田千織がホーム長となって2年が経過した。夫婦住み込み制が通勤制になり、ホームの運営も試行錯誤しながらのものになってはいるが、新しい体制が少しずつ定着してきている。これからも入居者への支援の質を低下させないようにチームとして対応していきたい。

近年、星の家にやってくる子どもは、働く意欲が乏しく、入居の期間が2～3年と長引く傾向にある。また、中卒後就労経験のないまま入居に至ったり、高校に在学しているケースがあったり、精神疾患や発達課題があったりと、支援のあり方にも様々な工夫が求められている。来年4月の改正児童福祉法の施行により、22歳に達する年度末までの限定期だった支援について年齢要件がなくなることとなる。入居の期間が長くなる傾向は避けられないなか、どのような支援をしていくべきなのか検討していかねばならない。

ファミリーホーム「はなの家」では、中学・高校生が暮らしているが、学習や部活動など子ども個々のニーズに対応するために多くの労力が割かれる状況にある。家庭養育原則の下、ファミリーホームが増加していくことが期待されているが、5～6人の定員で十分な養育ができるのか疑問を感じており、それを社会に引き続き発信していきたい。

子どもの居場所「月の家」は9年が経過した。地域の子育て支援において居場所の重要性が認識されており、今後この事業が各地域に広がり、取り組む仲間が増えることを期待したい。児童福祉法の趣旨に照らせば、各市町に「子どもの居場所」が増えていくことは必至のことと思われるが、市町レベルでは十分なノウハウがないことや、そもそも居場所の担い手がいないことで、思うように広がっていかないのが現状である。居場所の更なる普及に取り組んでいくとともに在宅支援のすそ野を広げていきたい。

「ママと赤ちゃん家」は、星の家を中心に社会的養護のなかで育った子どもが母親となり、親族の支援がないなか子育てに苦悩する姿を目の当たりにする機会が増えてきており、活動のすそ野を広げていきたい。

設立当初から活動してきたメンバーが高齢化し、中心を担うメンバーの若返りは喫緊の課題となっている。また、今後本会が長く活動を継続していくためには財政基盤の安定は必至のこととなっている。そのためにも、星の家まつりとチャリティーコンサートの収益事業などを通じて、本会を支援する人々の輪を大きくしていかなければならない。併せて、広報活動に努めたり、啓蒙活動としての研修会を実施していくことで、活動への理解を広めていくとともに会員の拡大を図っていきたい。

2 事務局の活動

- | | | |
|-----------|---------------------------|---------|
| 恒常的な活動 | 事務局会議 | 毎月第一火曜日 |
| 6月4日（日） | 理事会・総会・研修会（とちぎ青少年センター） | |
| 7月 | 会報・たよりの発行 | |
| 10月22日（日） | 星の家まつり（ろまんちっく村） | |
| 10月29日（日） | 子ども虐待をなくそう！県民のつどい | |
| 1月 | 会報・たよりの発行 | |
| 2月25日（日） | チャリティーコンサート（宇都宮市文化会館大ホール） | |
| 3月 | 理事会 | |

3 運営委員会

- | | | |
|--------|---------------|---------|
| 恒常的な活動 | 会の事業に関する検討を行う | 毎月第三火曜日 |
| | 研修会 | |

4 特定非営利活動

- (1) 自立援助ホーム「星の家」の運営
ケース会議 毎月第四金曜日
- (2) ファミリーホーム「はなの家」の運営
ケース会議 毎月第二金曜日
- (3) 宇都宮市委託事業 子どもの居場所「月の家」の運営
- (4) ママと赤ちゃん家

5 収益事業

- チャリティーコンサート
- 星の家まつり

6 その他